



令和 3 年度

神奈川県ニホンジカ管理事業実施計画

実績編

令和 4 年 月

目 次

	ページ
I 令和3年度の実施状況	
1 個体数調整	1
2 生息環境整備	14
3 被害防除対策等	16
4 モニタリング調査結果	19
II 参考資料	28

I 令和3年度の実施状況

第4次神奈川県ニホンジカ管理計画及び、令和3年度神奈川県ニホンジカ管理事業実施計画に基づき、次のとおり管理事業を実施した。

1 個体数調整

(1) 個体数調整実績の概要

保護管理区域における管理捕獲は2,153頭（計画数に対し88%）であった。うち、県が実施主体の管理捕獲は524頭（同83%）、市町村を実施主体とする管理捕獲は1,605頭（同88%）であった。また、シカによる農林業等の被害を受けている者等が個別の被害防止のために行った有害鳥獣捕獲は、24頭であった（表 I-1-1, -2, 図 I-1-1）。

定着防止区域における管理捕獲は691頭（同82%）であった。うち、市町村が実施する管理捕獲は616頭（同82%）で、同区域の高標高の稜線部で県が実施した管理捕獲は59頭、有害鳥獣捕獲は16頭であった（表 I-1-3）。

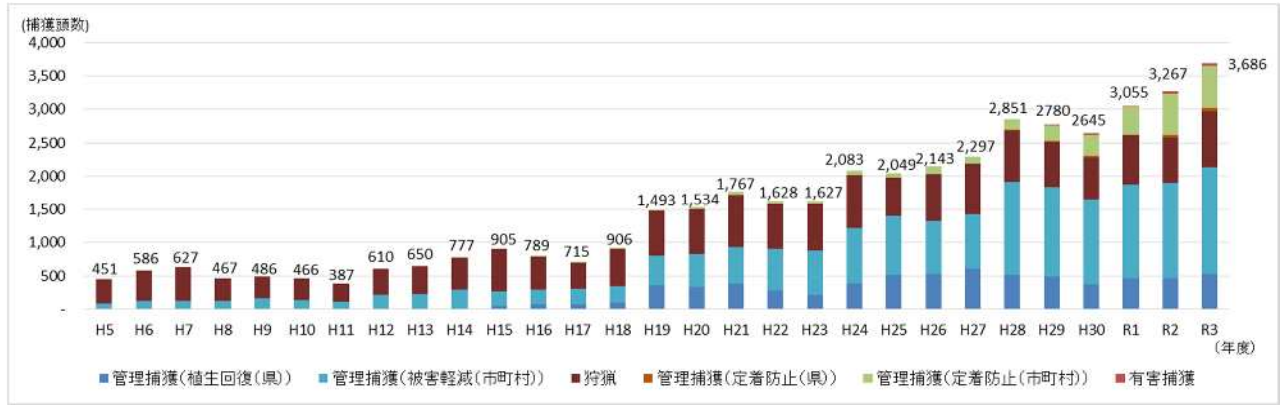
狩猟による捕獲数の合計は842頭（同113%）であり、うち130頭は定着防止区域での捕獲であった。全体の合計は3,686頭（同91%）の実績となった。捕獲数全体に対するメスジカの割合が過半数を占める傾向は平成19年度以降継続している。

表 I-1-1 令和3年度実績の概要

（単位：頭）

個体数調整手法				R3捕獲実績				R3 計画 B	計画 比率 A/B(%)	R2 実績 C	R2 比率 A/C (%)	
				オス	メス	不明	計 A					
管理 捕 獲	保護管理 区域	自然植生回復・生息環境整備の基盤づくり（実施主体：県）	民間事業者等委託	62	83	10	155	180	86%	153	101%	
			ワイルドライフレンジャー	147	206	16	369	450	82%	312	118%	
		計 (a)			209	289	26	524	630	83%	465	113%
		被害軽減 (b) (実施主体：市町村)			685	920	-	1,605	1,818	88%	1,441	111%
		有害捕獲 (c)			9	15	-	24	-	-	32	75%
		計 (a+b+c)			903	1,224	26	2,153	2,448	88%	1,938	111%
	定着防止 区域	定着防止 (実施主体：県)	民間事業者等委託	10	18	0	28	90	31%	7	400%	
			ワイルドライフレンジャー	11	19	1	31	-	-	35	89%	
		計 (d)			21	37	1	59	90	-	42	140%
		定着防止 (e) (実施主体：市町村)			351	265	-	616	749	82%	607	101%
		有害捕獲 (f)			8	8	-	16	-	-	4	-
		計 (d+e+f)			380	310	1	691	839	82%	653	106%
管理捕獲計 (a+b+c+d+e+f)				1,283	1,534	27	2,844	3,287	87%	2,591	110%	
狩 猟	保護管理区域			326	386	-	712	680	105%	615	116%	
	定着防止区域			73	57	-	130	62	210%	61	213%	
	計 (g)			399	443	-	842	742	113%	676	125%	
県実施合計 (a保護管理区域+d定着防止区域)				230	326	27	583	720	81%	507	115%	
() 内：民間事業者等委託				(72)	(101)	(10)	(183)	(270)	(68%)	(160)	(114%)	
合計 (a+b+c+d+e+f+g)				1,682	1,977	27	3,686	4,029	91%	3,267	113%	

図 I-1-1 捕獲数の推移



※内訳ごとの捕獲数については、参考資料 (P31) を参照

表 I-1-2 保護管理区域における状況

(単位: 頭)

地域等区分 市町村名	管理捕獲										狩猟 (実施主体: 狩猟者)				合計						
	自然植生回復・生息環境整備 の基盤づくり (実施主体: 県)					被害軽減 (実施主体: 市町村等)					有害捕獲										
	オス	メス	不明	計	R3 計画	オス	メス	計	R3 計画	オス	メス	計	オス	メス	計	R3 計画	オス	メス	不明	計	R3 計画
県央地域	6	10	0	16	30	228	270	498	618	5	5	10	49	43	92	96	288	328	0	616	744
相模原市(※)	0	0	0	0	0	115	102	217	240	1	3	4	15	19	34	35	131	124	0	255	275
厚木市	0	3	0	3	5	64	81	145	200	1	1	2	-	-	-	-	65	85	0	150	205
愛川町	0	0	0	0	0	13	11	24	58	3	1	4	-	-	-	-	16	12	0	28	58
清川村	6	7	0	13	25	36	76	112	120	0	0	0	34	24	58	61	76	107	0	183	206
湘南地域	14	27	7	48	55	129	127	256	300	0	4	4	-	-	-	-	143	158	7	308	355
秦野市	7	23	7	37	45	96	94	190	200	0	0	0	-	-	-	-	103	117	7	227	245
伊勢原市	7	4	0	11	10	33	33	66	100	0	4	4	-	-	-	-	40	41	0	81	110
県西地域	42	46	3	91	95	328	523	851	900	4	6	10	4	25	29	34	378	600	3	981	1,029
松田町	4	11	0	15	15	62	72	134	150	3	4	7	-	-	-	-	69	87	0	156	165
山北町	38	35	3	76	80	266	451	717	750	1	2	3	4	25	29	34	309	513	3	825	864
小計	62	83	10	155	180	685	920	1,605	1,818	9	15	24	53	68	121	130	809	1,086	10	1,905	2,128
WLR捕獲	147	206	16	369	450	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	147	206	16	369	450
猟区以外の可猟域	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	273	318	591	550	273	318	-	591	550
計	209	289	26	524	630	685	920	1,605	1,818	9	15	24	326	386	712	680	1,229	1,610	26	2,865	3,128
備考 () は計画変更	市町村別欄は民間事業者等委託 WLRの計画は総数のみ (WLR 300→450)					(相模原市 190→240) (厚木市 170→200)					相模原市→鳥屋猟区 清川村→清川村猟区 山北町→三保・世附猟区										

※津久井地域

表 I-1-3 定着防止区域における状況

(単位：頭)

地域等区分 市町村名	管 理 捕 獲													狩 猟 (実施主体：狩猟者)				合 計				
	(実施主体：県)					(実施主体：市町村等)					有害捕獲			オス	メス	計	R3 計画	オス	メス	不明	計	R3 計画
	オス	メス	不明	計	R3 計画	オス	メス	計	R3 計画	オス	メス	計										
県央地域	-	-	-	-	-	87	72	159	190	0	0	0	-	-	-	-	87	72	-	159	190	
相模原市(※)	-	-	-	-	-	87	72	159	190	0	0	0	-	-	-	-	87	72	-	159	190	
湘南地域	-	-	-	-	-	5	4	9	4	0	0	0	-	-	-	-	5	4	-	9	4	
平塚市	-	-	-	-	-	2	0	2	4	0	0	0	-	-	-	-	2	0	-	2	4	
大磯町	-	-	-	-	-	3	3	6	◇	0	0	0	-	-	-	-	3	3	-	6	◇	
二宮町	-	-	-	-	-	0	1	1	◇	0	0	0	-	-	-	-	0	1	-	1	◇	
県西地域	10	18	0	28	90	259	189	448	555	8	8	16	-	-	-	-	277	215	0	492	645	
小田原市	-	-	-	-	-	130	83	213	240	0	0	0	-	-	-	-	130	83	-	213	240	
南足柄市	2	2	0	4	10	44	40	84	90	0	0	0	-	-	-	-	46	42	0	88	100	
中井町	-	-	-	-	-	3	1	4	◇	0	0	0	-	-	-	-	3	1	-	4	◇	
大井町	-	-	-	-	-	36	27	63	70	0	0	0	-	-	-	-	36	27	-	63	70	
開成町	-	-	-	-	-	0	0	0	◇	0	0	0	-	-	-	-	0	0	-	0	◇	
箱根町	8	16	0	24	80	33	35	68	85	8	8	16	-	-	-	-	49	59	0	108	165	
真鶴町	-	-	-	-	-	0	0	0	◇	0	0	0	-	-	-	-	0	0	-	0	◇	
湯河原町	-	-	-	-	-	13	3	16	70	0	0	0	-	-	-	-	13	3	-	16	70	
WLR捕獲	11	19	1	31	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11	19	1	31	-	
猟区以外の可猟域	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	73	57	130	62	73	57	-	130	62	
計	21	37	1	59	90	351	265	616	749	8	8	16	73	57	130	62	453	367	1	821	901	
備考 ()は計画変更	(箱根町 10→80)					(相模原市 150→190) (箱根町 80→85) ◇：情報入り次第捕獲									◇：情報入り次第捕獲							

※藤野、相模湖、城山地区

(2) 管理捕獲

ア [自然植生回復・生息環境整備の基盤づくり]を目的とした捕獲状況

民間事業者等への委託による管理捕獲 155 頭 (計画 180 頭) とワイルドライフレンジャー (以下「WLR」という。) による管理捕獲 369 頭 (計画 450 頭) を合わせて 524 頭 (計画 630 頭) のシカを捕獲した。その 55%にあたる 289 頭がメスジカであり、オスジカは 40%、雌雄種不明が 5%であった (表 I-1-2)。

(i) 民間事業者等への委託による管理捕獲

山北町中川の丹沢湖Bを始めとする 18 の管理ユニットで、神奈川県県猟友会 (以下「県猟友会」という。) に業務を委託して、猟犬を用いた巻狩り (組猟) による管理捕獲を延べ 67 回実施したほか、複数の管理ユニットにおいて単独で巡視をしながら捕獲を行う巡視捕獲を新たに実施した。また、巻狩りによる捕獲が困難な地域において、県猟友会以外の民間捕獲事業者による捕獲 (忍び捕獲) を実施した。その結果、155 頭 (計画 180 頭) のシカを捕獲し、その 54%にあたる 83 頭がメスジカであり、オスジカは 40%、雌雄種不明が 6%であった (表 I-1-4)。

令和元年度の台風被害が一部の林道で残っていること、また、その後の豪雨により通行困難となった林道もあったことから、一部管理ユニットでの捕獲作業が制限された。

(ii) WLRを中心とした管理捕獲実施状況

6名のWLRが、捕獲困難地及び捕獲未実施地を中心に26の管理ユニットで現地条件やシカの生息状況に応じた管理捕獲を実行し、369頭(計画450頭)を捕獲した。内56%にあたる206頭がメスジカであり、オスジカは40%、雌雄種不明が4%であった(表I-1-5)。

手法としては、シカ生息状況に応じて、機動性の高い忍び捕獲を中心にライフル銃等による中遠距離射撃、悪天候等の流し捕獲を実施した。

令和元年度の台風被害が一部の林道で残っていること、また、その後の豪雨により通行困難となった林道もあったことから、一部管理ユニットでの捕獲作業が制限された。

表 I-1-4 民間事業者等への委託による管理捕獲の実施状況

保護管理区域

大流域名	管理ユニット	地域区分	捕獲実施場所		生息密度		R2 実績	R3実績 ()内:メス(内数) (頭)	
			市町村	場所	現状 (頭/km ²)	目標 (頭/km ²)		内訳	
世附川	世附川D	生息環境管理	山北町世附	大又ダム、法行 沢周辺	15.4	5	2	3	3 (2)
中川川 上流	中川川上流A	生息環境管理	山北町中川	大滝沢～箒沢・ 西沢右岸	4.0	5	10	12	12 (4)
丹沢湖	丹沢湖B	生息環境管理	山北町中川、 世附	丹沢湖北西部	5.6	5	49	61	54 (25)
	丹沢湖C	生息環境管理	山北町玄倉	大杉山東面	36.1	5			7 (4)
丹沢南麓	丹沢南麓B	生息環境管理	松田町寄	秦野峠以東	7.3	5	13	19	6 (3)
	丹沢南麓C	生息環境管理	松田町寄	寄沢周辺	8.1	5			9 (8)
	丹沢南麓D	生息環境管理	秦野市堀山下、 三廻部	勘七沢・ミズビ 沢周辺	3.2	5			1 (0)
	丹沢南麓E	生息環境管理	秦野市堀山下	四十八瀬川周 辺	3.2	5			3 (3)
中津川	中津川B	自然植生回復	清川村宮ヶ瀬	堂平・塩水、本 谷林道周辺	12.5	0-5	24	19	1 (1)
	中津川C	自然植生回復	清川村煤ヶ谷	境沢・大洞沢 唐沢林道周辺	-	0-5			6 (1)
	中津川D	生息環境管理	秦野市寺山	岳ノ台周辺	7.9	5			12 (6)
大山・ 秦野	大山・秦野A	生息環境管理	秦野市堀山下	大倉尾根周辺	28.3	5	18	21	4 (4)
	大山・秦野B	生息環境管理	秦野市菩提、 寺山	牛首周辺	2.3	5			17 (10)
清川	清川A	生息環境管理	伊勢原市日向	大山東面	3.3	5	31	14	11 (4)
	清川B	被害防除対策	厚木市七沢	二の足林道周 辺	6.2	-			1 (1)
	清川C	被害防除対策	清川村煤ヶ谷	谷太郎林道周 辺	5.2~27.3	-			2 (2)
宮ヶ瀬湖	宮ヶ瀬湖B	生息環境管理	清川村宮ヶ瀬	宮ヶ瀬湖東部	8.5	5	6	6	6 (5)
合計							153	155	155 (83)

定着防止区域

大流域名	管理ユニット	地域区分	捕獲実施場所		生息密度		R2 実績	R3実績 ()内:メス(内数) (頭)	
			市町村	場所	現状 (頭/km ²)	目標 (頭/km ²)		内訳	
箱根町	箱根	定着防止	箱根町宮城野	宮城野林道	0.5	-	3	24	24 (16)
南足柄市	南足柄	定着防止	南足柄市 矢倉沢	明神ヶ岳稜線金 時山寄り	9.7	-	4	4	4 (2)
合計							7	28	28 (18)

注)生息環境管理エリアの森林整備地の生息密度目標値は8頭/km²。

注)生息密度は、令和3年度に調査を実施していないユニットは直近の値を記載した。

注)保護管理区域の実績には、巡視捕獲(3頭)と捕獲事業者へ委託した単独捕獲(3頭)による実績を含む。

注)定着防止区域の実績には、捕獲事業者へ委託したわな捕獲実績(19頭)を含む。

表 I-1-5 WLR による管理捕獲実施状況

保護管理区域

管理ユニット	捕獲数(メス)		主な捕獲地
世附川A	6	(4)	切通峠、山伏峠、大棚ノ頭、一ノ沢～四ノ沢、大棚沢
世附川B	1	(0)	菰釣山、大棚ノ頭、金山沢
世附川C	10	(5)	菰釣山、大梅、大界木山、上ヶ尾山、モロクボ沢ノ頭
中川川上流A	9	(6)	畦ヶ丸、大滝峠、善六ノタワ、権現山、鬼石沢
中川川上流B	31	(17)	シャガクチ丸、加入道山、大室山、大杉丸、白石沢
中川川上流C	21	(9)	熊笹ノ峰、小笄、石棚山、板小屋沢ノ頭、東沢
丹沢湖C	1	(1)	仲ノ沢
丹沢中央A	5	(2)	同角ノ頭、石棚山
丹沢中央B	25	(14)	檜洞丸、同角ノ頭、白ヶ岳、経角沢、ユーシン沢
丹沢中央D	66	(35)	蛭ヶ岳、丹沢山、不動ノ峰、塔ノ岳、熊木沢、箒杉沢
神ノ川D	2	(1)	大室山
神ノ川E	2	(1)	檜洞丸、熊笹ノ峰、ヤタ尾根、大笄、神ノ川乗越
丹沢南麓A	9	(6)	ブッシュ平、秦野峠、秦野峠林道
丹沢南麓B	11	(3)	檜岳、伊勢沢ノ頭、秦野峠林道
丹沢南麓C	7	(3)	檜岳、雨山、鍋割峠、後沢乗越
丹沢南麓D	18	(14)	鍋割山、マルガヤ、小丸尾根、大倉尾根
丹沢南麓E	0	(0)	櫛山、稲郷、三廻部林道、上秦野林道
早戸川D	19	(8)	蛭ヶ岳、地獄平
中津川B	29	(16)	新大日、木ノ又大日、塔ノ岳、竜ヶ馬場、キュウハ沢
中津川C	21	(11)	行者ヶ岳、鳥尾山、タライゴヤ沢、長尾根、大洞
中津川D	34	(22)	二ノ塔、三ノ頭、大山、地獄沢
中津川E	7	(6)	大山、ミズヒノ頭、一ノ沢峠、唐沢林道
大山・秦野A	23	(12)	塔ノ岳、金冷シ、花立、木の又大日、政次郎尾根
大山・秦野B	9	(7)	三ノ塔、菩薩峠、イタツミ尾根
大山・秦野C	0	(0)	大山
山北	3	(3)	秦野峠林道
合計	369	(206)	

定着防止区域

管理ユニット	捕獲数(メス)		主な捕獲地
箱根	6	(4)	宮城野林道上
南足柄	25	(15)	桧山林道
合計	31	(19)	

(iii) 令和3年度に実施した重点的な取組

a 安全対策の徹底

平成25年度に生じた委託による管理捕獲における従事者の滑落死亡事故以降、県猟友会による管理捕獲実施日の朝礼時にその実施箇所での危険箇所、注意事項等を説明し、注意喚起、安全対策を徹底した。また、捕獲地のタツマ（射手の配置場所）について、主要なメンバーが現地の状況を共有するための事前調査を実施した。

b 捕獲困難地等での捕獲

急峻な地形やアプローチの遠さから管理捕獲の実施が非常に困難な稜線部等での

WLR等による捕獲を継続した。

捕獲困難地で効率的に捕獲を実施する時期等について検証しながら、継続的に捕獲を実施した。

また、巻狩りによる捕獲が困難な管理ユニットにおいて、民間捕獲事業者へ委託し単独捕獲（忍び捕獲）を実施した。

c 効率的なシカ捕獲の検討

継続的な捕獲により目撃頭数が低下している箇所が生じてきていることから、県猟友会による定期的な巡視を実施してシカの生息状況を把握する等、効率的に捕獲が行える場所を検討した上で捕獲を実施した。なお、巡視中に十分な安全が確認できた場合には、目撃個体の捕獲も実施した。

イ [農林業被害軽減]を目的とした管理捕獲の実施状況

被害防除対策エリアを中心に、市町村等が農林業被害の状況に応じて、銃やわなによる管理捕獲を実施し、8市町村で合計1,605頭（計画1,818頭）のシカを捕獲した。各市町村の捕獲頭数は、概ね例年通りの傾向にあるが、相模原市と秦野市の増加が見られる。また、伊勢原市が昨年度ベースで半減している。（表 I-1-6、図 I-1-2）。

各市町村個別の主な取組や課題については表のとおりである（表 I-1-7）。

表 I-1-6 被害軽減目的の管理捕獲の推移（単位：頭）

地域等区分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
市町村名									
県央地域	340	343	395	455	419	401	391	399	498
相模原市(津久井地域)	92	74	120	160	160	155	121	158	217
厚木市	116	125	130	131	117	130	130	138	145
愛川町	32	44	45	44	38	33	29	12	24
清川村	100	100	100	120	104	83	111	91	112
湘南地域	353	212	217	282	176	155	194	244	256
秦野市	257	138	146	204	131	98	119	122	190
伊勢原市	96	74	71	78	45	57	75	122	66
県西地域	194	243	216	655	753	718	817	798	851
松田町	58	45	27	37	129	111	114	122	134
山北町	136	198	189	618	624	607	703	676	717
計	887	798	828	1,392	1,348	1,274	1,402	1,441	1,605

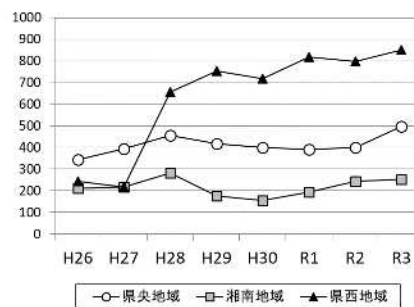


図 I-1-2 被害軽減目的の管理捕獲の推移

表 I-1-7 各市町村における状況

地域	市町村	主な取り組み (○) や課題 (●)
県央	相模原市 (津久井地区)	○狩猟期間以外は、管理捕獲を定期的を実施。 ○国有林(仙洞寺山・茨菰山・小倉山)内での銃器による捕獲を実施。 ●銃器を使用できない場所へのシカの定着及び進出が進んでいる。
	厚木市	○わな捕獲を推進し、捕獲数が増加。 ●銃器捕獲できない人里近くの山林に定着が見られる。
	愛川町	○銃器を使用できない場所でのわな捕獲の実施。 ●追われた個体が行政界を越える場合の捕獲体制づくりの検討が必要。
	清川村	○箱わなの有効活用を図った。 ●個人のわな捕獲希望者が増加しており、実施方法の要検討。
湘南	秦野市	○実施隊の捕獲回数を増やし、年間を通じて捕獲圧を高めた。 ○秦野市有害鳥獣対策協議会捕獲報奨金制度を開始した。 ○ジビエ処理加工施設と契約をし、捕獲したシカの利活用を実施した。 ●捕獲効率の高い駆除方法を検討する必要がある。 ●ジビエ利用の普及促進における供給量が不安定である。
	伊勢原市	○広域獣害防止柵の維持管理や侵入防止柵の設置推進により銃器、わなによる捕獲数が増加。 ●捕獲活動に係る猟友会の労力の増加。
県西	松田町	○捕獲奨励金を活用した捕獲の継続。 ○猟友会と農家の協力体制の構築。 ●農家等の狩猟免許取得のさらなる促進。
	山北町	○被害が多い時期に集中して捕獲を実施。 ●捕獲しているが、被害が絶えない。

ウ [定着防止]を目的とした管理捕獲の実施状況

定着防止区域では、農林業被害等の拡大を予防する観点から、被害地等の情報を基に市町村が実施し、計616頭(計画749頭)のシカを捕獲した(表 I-1-8)。

近年の傾向として、県西地域での捕獲数が増加しており、令和3年度においても同様の傾向ではあるが、県央地域では相模原市での増加が大きい(図 I-1-3)。各市町村の主な取組や課題については表のとおりである(表 I-1-9)。

シカの定着と生息数の増加が懸念される箱根山地の稜線部では、県管理森林等で県猟友会への委託とWLRによる県の管理捕獲を実施した。県猟友会への委託による管理捕獲では、箱根町(3回)及び南足柄市(4回)の管理捕獲を実施し、9頭(計画20頭)のシカを捕獲した。また、箱根町内の県管理森林において、新たに民間捕獲事業者への委託によるわな捕獲をのべ41日間実施し、19頭のシカを捕獲した。WLRによる管理捕獲では、31頭のシカを捕獲した(表 I-1-4, -5)。

表 I-1-8 定着防止目的の管理捕獲の推移 (単位: 頭)

地域等区分	市町村名	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
		県央地域	37	41	53	80	100	110	120
	相模原市(※)	37	41	53	80	100	110	120	159
湘南地域		1	1	2	5	5	6	10	9
	平塚市	0	0	2	2	5	2	7	2
	大磯町	1	1	0	2	0	2	2	6
	二宮町	0	0	0	1	0	2	1	1
県西地域		72	69	100	152	214	296	477	448
	小田原市	6	11	23	22	59	112	202	213
	南足柄市	22	16	24	42	32	56	86	84
	中井町	4	1	0	12	10	3	12	4
	大井町	18	22	25	33	40	54	73	63
	開成町	0	0	0	0	0	0	0	0
	箱根町	22	18	25	28	56	37	68	68
	真鶴町	0	0	3	0	1	4	0	0
	湯河原町	0	1	0	15	16	30	36	16
	計	110	111	155	237	319	412	607	616

※藤野、相模湖、城山地区

注) 県実施の捕獲は含まない。

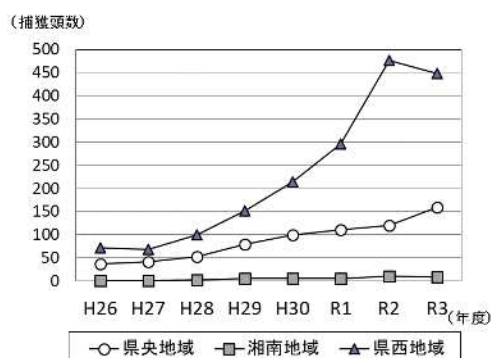


図 I-1-3 定着防止目的の管理捕獲の推移

表 I-1-9 各市町村における状況

地域	市町村	主な取り組み (○) や課題 (●)
県央	相模原市地区 (城山・相模湖・藤野地区)	○国有林(小倉山、谷山)内での銃器による捕獲を実施。 ●銃器を使用できない場所へのシカの定着及び進出が進んでいる。
湘南	平塚市	○県かながわ鳥獣被害対策支援センターと連携し、捕獲強化に向けた取組を実施した。 ●個体数を増加させないため継続して捕獲を実施。
	大磯町	○管理捕獲の実施。 ●住民主体の捕獲体制を確立している先進自治体と協定締結。
	二宮町	○農業者へのわな免許取得の費用補助。 ●イノシシによる被害かシカによる被害かの区別困難。
県西	小田原市	○林地・農地やゴルフ場でわな捕獲を実施し、捕獲数が増加。 ●生息頭数が急激に増加していると推定され、森林の生態系に大きな影響を与えている。
	南足柄市	○わな捕獲推進による捕獲数の増加。 ●(特になし)
	大井町	○捕獲奨励金を活用した捕獲を推進。 ●銃器による捕獲が進まず、定着数の増加が懸念。
	中井町	(特になし)

箱根町	○町職員によるわな捕獲を実施。 ○ゴルフ場内や周辺での捕獲を実施。 ●町内全域で目撃情報が相次いでおり、シカの生息数増加が懸念。
真鶴町	(特になし)
湯河原町	●捕獲数増加していることから生息数増加の懸念。

エ 捕獲手法別の実施状況

市町村が実施する管理捕獲の手法別の実績では、くくりわなでの捕獲が最も多く、捕獲数全体の68%（1,520頭）を占めている。なお、銃器による捕獲は、定着防止区域よりも保護管理区域で多く実施されている（表 I-1-10、-11、図 I-1-4、-5）。

表 I-1-10 保護管理区域の捕獲手法別の実施状況
(単位：頭)

地域等区分	銃器	くくりわな	箱わな	その他	合計
市町村名					
県央地域	256	224	18	0	498
相模原市緑区(津久井地域)	128	89	0	0	217
厚木市	37	99	9	0	145
愛川町	14	10	0	0	24
清川村	77	26	9	0	112
湘南地域	83	77	90	6	256
秦野市	43	62	80	5	190
伊勢原市	40	15	10	1	66
県西地域	91	708	52	0	851
松田町	43	89	2	0	134
山北町	48	619	50	0	717
計	430	1,009	160	6	1,605

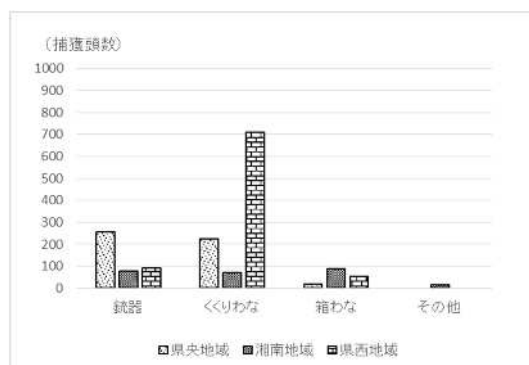


図 I-1-4 保護管理区域の捕獲手法別の実施状況

表 I-1-11 定着防止区域の捕獲手法別の実施状況
(単位：頭)

地域等区分 市町村名	銃器	くくり わな	箱わな	その他	合計
相模原市(※)	20	139	0	0	159
湘南地域	0	3	6	0	9
平塚市	0	2	0	0	2
大磯町	0	0	6	0	6
二宮町	0	1	0	0	1
県西地域	61	369	18	0	448
小田原市	2	211	0	0	213
南足柄市	48	30	6	0	84
中井町	1	3	0	0	4
大井町	1	58	4	0	63
開成町	0	0	0	0	0
箱根町	9	51	8	0	68
真鶴町	0	0	0	0	0
湯河原町	0	16	0	0	16
計	81	511	24	0	616

※藤野、相模湖、城山地区

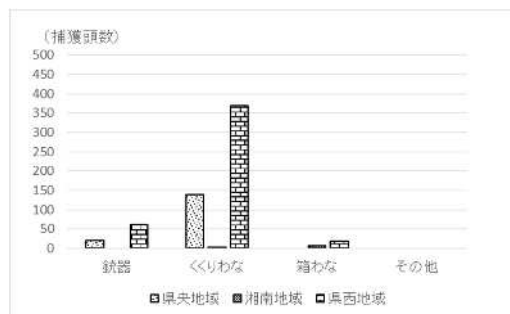


図 I-1-5 定着防止区域の捕獲手法別の実施状況

オ 国有林職員を対象にした有害鳥獣捕獲（わな）研修の実施

国有林では、シカの増加に伴う森林被害への対策が喫緊の課題であり、国有林野内におけるシカの個体数調整をより一層推進する必要があることから、平成30年度に第12次神奈川県鳥獣保護管理事業計画の有害捕獲の従事者に、国有林野関係職員（森林管理署長等が捕獲従事者として選任した者）を追加した。また、令和元年度から従事者を養成することを目的に、東京神奈川森林管理署及び高尾森林ふれあい推進センターの職員を対象に県猟友会等を講師としたわなの設置に関する法令、実技の研修が実施され、令和3年度においても7人の国有林職員が受講した。

(3) [農林業被害防止]を目的とした捕獲（有害鳥獣捕獲）の実施状況

農林業被害防止を目的にシカによる被害を受けている者（被害を受けた者から依頼された者も含む。）がわなを用いて捕獲を実施し、相模原市（津久井地区）、厚木市、愛川町、伊勢原市、松田町、山北町、箱根町において計37頭が捕獲された。

(4) 狩猟

ア 狩猟の実施状況

令和3年度における狩猟による捕獲数は、842頭（前年度676頭）で前年度より増加した（図 I-1-6）。猟区入猟者数についてはほぼ前年度並みで推移している（表 I-1-12）。

図 I-1-6 狩猟における捕獲数の推移

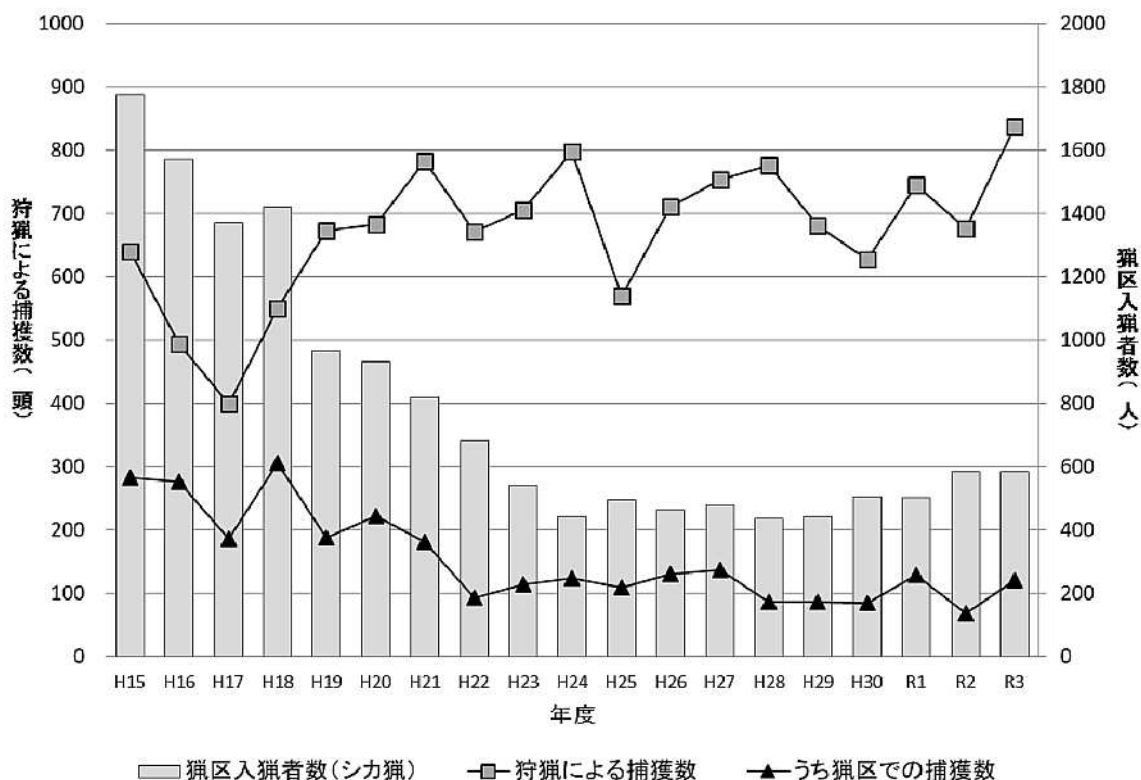


表 I-1-12 猟区におけるシカの入猟者と捕獲頭数等の推移 (単位：人、頭)

市町村	猟区名	項目	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
相模原市	鳥屋	開猟日数	32	32	32	31	32	32	32	32	32	34	32
		入猟者数	123	67	93	81	109	74	61	118	131	131	174
		捕獲頭数	24	19	14	16	22	21	14	17	35	25	34
清川村	清川村	開猟日数	20	20	22	22	22	20	22	21	22	21	22
		入猟者数	360	299	314	345	316	310	321	332	276	281	300
		捕獲頭数	64	77	58	81	81	44	49	45	61	57	58
山北町	三保	開猟日数	34	25	27	28	28	29	28	27	28	28	27
		入猟者数	60	54	32	28	43	26	42	31	53	68	92
		捕獲頭数	27	13	15	29	31	14	17	15	29	19	25
	世附	開猟日数	0	25	27	28	28	29	28	25	28	26	27
		入猟者数	0	25	56	10	12	26	20	25	44	21	19
		捕獲頭数	0	15	23	5	3	7	7	8	5	5	4
計	開猟日数	86	102	108	109	110	110	110	105	110	109	108	
	入猟者数	543	445	495	464	480	436	444	506	504	501	585	
	捕獲頭数	115	124	110	131	137	86	87	130	106	121		

イ 捕獲の担い手の状況

(i) 狩猟者数等

a 狩猟免許所持者数

令和3年度の狩猟免許所持者数は、4,450名(前年度4,371名)で、その内訳は、第一種銃猟3,156名(同2,922名)、第二種銃猟33名(同27名)、わな猟2,564名(同2,163名)、網猟247名(同202名)となった(図I-1-7)。

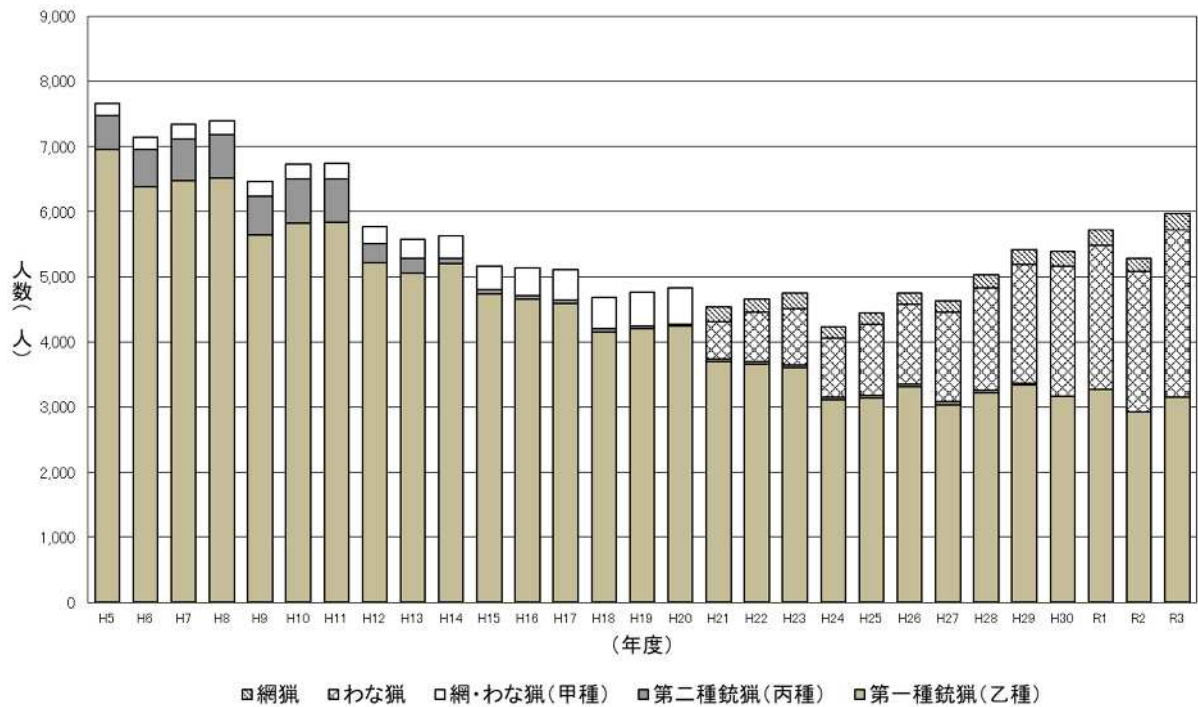


図 I-1-7 各種狩猟免許別所持者数の合計の推移

注) 複数の種類の免許を所持する者がいるため、免許所持者数と各種の免許所持者数の合計数とは一致しない。

b 狩猟者登録者数

狩猟者登録者数については、平成27年度から上昇傾向となっている(表 I-1-13)。

表 I-1-13 狩猟者登録者数の推移

(単位:人)

種別	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
網猟	6	7	6	5	3	4	3	2	7
わな猟	162	172	165	173	186	192	231	254	290
第一種銃猟	1,740	1,620	1,524	1,428	1,338	1,307	1,367	1,379	1,394
第二種銃猟	83	69	71	74	81	98	98	101	100
合計	1,991	1,868	1,766	1,680	1,608	1,601	1,699	1,736	1,791

種別	H30	R1	R2	R3	(前年増減)
網猟	13	13	15	12	(-3)
わな猟	335	387	375	420	(+45)
第一種銃猟	1,414	1,421	1,386	1,403	(+17)
第二種銃猟	97	90	75	82	(+7)
合計	1,859	1,911	1,851	1,917	(+66)

c 狩猟免許試験合格者数

狩猟免許試験合格者数は平成25年度以降、比較的増加傾向にある（表 I-1-14）。

表 I-1-14 狩猟免許試験合格者数の推移

（単位：人）

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
網猟	6	6	21	9	10	11	16	13	17	42
わな猟	56	33	95	168	121	121	246	165	252	294
第一種銃猟	107	74	103	68	66	106	153	255	248	266
第二種銃猟	2	2	0	6	5	4	10	4	5	2
合計	171	115	219	251	202	242	425	437	522	604

	H29	H30	R1	R2	R3	(前年 増減)
網猟	25	25	30	11	22	(+11)
わな猟	335	294	349	240	378	(+138)
第一種銃猟	273	223	267	125	234	(+109)
第二種銃猟	2	1	6	3	3	(+0)
合計	635	543	652	379	637	(+258)

(ii) 担い手育成の取組（かながわハンター塾 2ndステージの開催）

捕獲の担い手を確保することを目的として、平成26年度から平成28年度までベテランハンターによる射撃実演などによる「かながわハンター塾」を県主催で開催してきたが、平成29年度からは、狩猟経験のない、または少ない者に実際の狩猟を体験してもらう形式で「かながわハンター塾 2ndステージ」を開催している。令和3年度は、山北町三保猟区及び清川村清川猟区で令和3年11月に2回開催し、20名の参加があった。この研修をきっかけに県の管理捕獲に参加する者もいた。

(5) 鳥獣被害対策実施隊の状況

鳥獣被害防止特別措置法に基づき、市町村が被害防止計画に基づいた捕獲等を行うために設置する鳥獣被害対策実施隊（実施隊）が令和3年4月末時点で計17市町で設置されており、隊員数479名となった。

実施隊設置済市町：平塚市、小田原市、秦野市、伊勢原市、南足柄市、葉山町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町、二宮町、大磯町

(6) 鳥獣捕獲等事業者の認定状況

平成27年5月に施行された鳥獣保護管理法に基づき、鳥獣の捕獲等に係る安全管理体制や、従事者が適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識を有する鳥獣捕獲等事業を実施する法人について、都道府県知事が認定をする「認定鳥獣捕獲等事業者制度」が新たに導入され、本県においては令和4年3月末現在、9法人となっている。

2 生息環境整備

生息環境管理エリア（保護管理区域）を中心に、県及び市町村が水源の森林づくり事業等で、林床植生の回復を図るため、間伐、枝打、植生保護柵設置等の森林整備を行った（表 I-2-1、-2）。また、森林整備とシカ捕獲の計画やその実施状況、シカの生息状況や植生等のモニタリング結果を情報共有するとともに、森林整備で設置したモノレールをWLRによる捕獲にも使用する等、森林整備とシカの個体数調整との連携に努めた。

表 I-2-1 保護管理区域、定着防止区域で県が実施した森林整備

区域	大流域名	森林整備面積 (ha)			
		水源の森林づくり (県確保分)	県有林 整備	承継分収林 整備	計
保護管理 区域	世附川	18.77			18.77
	中川川上流				
	丹沢湖	65.87	15.75		81.62
	丹沢中央				
	神ノ川	24.88			24.88
	丹沢南麓	64.94		55.43	120.37
	早戸川				
	中津川	2.21	9.28		11.49
	大山・秦野	9.61			9.61
	愛川				
	厚木				
	清川	30.76			30.76
	宮ヶ瀬湖	10.93		23.11	34.04
	津久井	75.52		25.83	101.35
	秦野	18.83			18.83
	伊勢原	5.12			5.12
	松田	27.26			27.26
	山北	75.28		8.97	84.25
小計	429.98	25.03	113.34	568.35	
定着防止 区域	相模原市	94.17			94.17
	小田原市	42.53	40.64	26.45	109.62
	箱根町		4.52		4.52
	南足柄市	110.11		12.34	122.45
	湯河原町				
小計	246.81	45.16	38.79	330.76	
計	676.79	70.19	152.13	899.11	

表 I-2-2 保護管理区域、定着防止区域で県が実施した植生保護柵設置

区域	大流域名	植生保護柵延長 (m)				
		水源の森林づくり (県確保分)	県有林 整備	承継分収林 整備	自然公園整備	計
保護管理 区域	世附川				414	414
	中川川上流				1,400	1,400
	丹沢湖	397	600			997
	丹沢中央					
	神ノ川					
	丹沢南麓	2,378				2,378
	早戸川					
	中津川	92	1,183			1,275
	大山・秦野	81		398		479
	愛川					
	厚木					
	清川					
	宮ヶ瀬湖	300				300
	津久井	93				93
	秦野					
	伊勢原					
	松田					
山北						
小計		3,341	1,783	398	1,814	7,336
定着防止 区域	相模原市					
	小田原市		1,218			1,218
	箱根町		1,763			1,763
	南足柄市					
	湯河原町					
小計			2,981			2,981
合計		3,341	4,764	398	1,814	10,317

3 被害防除対策等

(1) 被害防除対策

各市町村において、鳥獣を人里に引き寄せないよう農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去、簡易防護柵等の設置や補修、鳥獣の隠れ家となるような藪の刈り払い、猟友会と連携した巡視等の取組を行った（表 I-3-1、-2）。

表 I-3-1 保護管理区域において市町村が実施した主な取組

地域	市町村	主な取り組み（○）や課題（●）
県央	相模原市 (津久井地区)	○防護柵破損箇所の補修、簡易防護柵新設。 ○防護柵設置箇所では農業被害が軽減。 ●広域柵の開口部からの侵入が生じている。 ●被害報告の提出が少なく、正確な被害状況の把握ができていない。
	厚木市	○防護柵設置に対する補助事業を実施。 ○広域獣害防護柵の維持管理による里側への侵入減少。 ●防護柵未設置箇所の被害が発生している。
	愛川町	○個人防護柵の設置推進。 ○水田への電気柵設置による水稻への被害防除と柵効果の農業者への啓発による設置促進。 ●被害報告の提出が少なく、正確な被害状況の把握ができていない。 ●住居周辺の雑木が繁茂した状態を解消する必要がある。
	清川村	○広域獣害防止柵の補修 ○電気柵、防護ネット等の設置補助。 ●広域獣害防止柵の開口部及び破損箇所からの侵入がある。 ●過去の伐採した林縁部の一部で藪化が進行している。
湘南	秦野市	○広域獣害防護柵の点検補修により柵の機能維持が図られた。 ○老朽化した柵の張り替えを実施。 ●老朽化した防護柵の機能低下。 ●関係者が自主的に防除対策を図る必要性あり。
	伊勢原市	○国及び県交付金を活用して侵入防止柵を設置または補助をした。 ●自然災害及び経年劣化による広域獣害防止柵の維持、修正費用の負担増。
県西	松田町	○小区画防護柵の材料費補助による柵整備。 ●自然災害及び経年劣化による広域柵破損にかかる修繕費用の負担の増加。
	山北町	○私設柵設置に掛かる資材購入費の補助により、私設柵設置の促進。 ●私設の簡易柵はシカ、イノシシ等の複合的な加害圧力への抵抗が弱い。 ●地形的に分断される農地区画が多く、広域防護柵の設置が困難。

表 I-3-2 定着防止区域において市町村が実施した取組

地域	市町村	主な取り組み（○）や課題（●）
県央	相模原市地区 (城山・相模湖・藤野地区)	○防護柵破損箇所の補修または簡易防護柵を新設した箇所は農業被害が減った。 ●相模川北地域で目撃や出没が増加。 ●被害報告の提出が少なく、正確な被害状況の把握できていない。
湘南	平塚市	○電気柵等の被害防除資材購入費への補助。 ●農業者による自主防除の取り組みの一層の拡大が必要。
	大磯町	○正しい地域を地域に普及し、地域ぐるみの対策を促す取り組みを実施。 ●被害状況に関するデータが不足。
	二宮町	○農業者の防護柵等の購入費の一部補助。
県西	小田原市	○農地や造林地への防護柵の設置。 ●防護柵未設置場所で被害発生。
	南足柄市	○防護柵の新規設置。 ●防護柵未設置箇所で被害発生。
	大井町	○農業者に対する材料費補助により防護柵設置の促進を図った。 ●防護柵未設置箇所で被害が多く発生。
	中井町	(特になし)
	箱根町	(特になし)
	真鶴町	(特になし)
	湯河原町	●捕獲者の高齢による担い手確保が課題。

(2) 「地域ぐるみの対策」の立ち上げ支援

かながわ鳥獣被害対策支援センター（以下「支援センター」という。）は、集落環境整備、被害防除対策及び鳥獣の捕獲の3つの基本対策を地域が一体となって取り組む「地域ぐるみの対策」を広げていくため、市町村、県農業技術センター、農協等と連携し効果的な対策の提案、技術支援、効果検証などの支援を行っている。令和3年度は、立ち上げ支援を行ってきた地域等（相模原市、平塚市、秦野市、清川村）での、環境整備や防護柵及び捕獲罠の点検等の継続的な活動への助言及び技術指導を行っており、秦野市では地域外への取り組みの広がりとして新たな防護柵の設置や環境整備につながった（表 I-3-3）。

表 I-3-3 かながわ鳥獣被害対策支援センターの取組内容

取組箇所	主な内容
清川村 御所垣戸、金翅地区	御所垣戸地区はR3年度の立ち上げ支援によって、シカを含めた複数獣種の被害対策と併せて、環境整備を実施し、被害防止効果を確認中である。金翅地区についてはR元年度の立ち上げ支援以降、地域主体で環境整備が継続的に行われており、鳥獣被害対策の優良事例として他地区の模範となっている。

南足柄市 狩野地区	R 3年度の立ち上げ支援によって地域内に捕獲を主体とした鳥獣被害対策組織が立ち上がっている。集落環境調査や勉強会により集落環境整備、囲いわなによる捕獲を実施、地域主体の体制が確立した。今後も地権者をはじめとするヤブ刈り、柵による防護及び地域住民を主体とする有害個体の捕獲を継続する。
相模原市 緑区 名倉地区	H29年度の立ち上げ支援によって、名倉地域の5集落が同時に対策を始め、自治会により自営組織として自動撮影カメラの設置や捕獲檻の管理がされている。H30年度以降はシカ対策として電気柵や自動撮影カメラの設置指導を随時実施している。
平塚市 土沢地区	H29年度の立ち上げ支援以降、環境調査の実施と対策の提案によって、地域のイノシシ、シカの動きが明確となり、隣接ゴルフ場含めた捕獲活動等が活発になっている。さらに国庫交付金を活用したワイヤーメッシュ柵の設置と地域による保守点検等のフォローアップを継続している。
秦野市	R元年度の県による平沢小原地区の立ち上げ支援を機に、R2年度から市による地域ぐるみ対策の立ち上げ支援活動が始まり、3地区（蓑毛、横野、柳川・八沢）での実施に対して技術支援を行った。また、シカの出没が見られる北矢名、南矢名での防護柵設置等に技術指導を行った。

*助言指導：地域が継続して行っている対策活動への助言指導

*技術支援：市町村や農協など関係機関が行う対策支援活動への技術支援

*技術指導：地域が行う初めての対策活動への技術指導

(3) 富士箱根伊豆国立公園箱根地域生態系維持回復事業

箱根地域では、シカの生息密度の増加により、今後踏み荒らし・採食圧の高まり等の影響が懸念される。特に貴重な湿原植物のある仙石原湿原については、影響を受けやすいため、その保全は急務である。農林水産省と環境省は、平成29年10月に仙石原湿原におけるシカの影響の完全排除を目指す「富士箱根伊豆国立公園箱根地域生態系維持回復事業計画」を策定し、同計画に基づき、仙石原湿原への植生保護柵の設置に着手し、令和3年度に完成した。

また、平成31年4月には、同計画の目標達成に向けて、関係機関の連携・協力体制を強化するとともに、各事業の計画的かつ着実な実施を推進するため「富士箱根伊豆国立公園箱根地域生態系維持回復事業ニホンジカ管理実施計画」が策定され、効果的な連携・協力を図るための検討会が実施されている。令和3年度は3月に実施し、指標植物のモニタリング及び捕獲強化への対策等について意見が交わされた。

(4) 隣接都県等との連携

箱根地域の静岡県側においてもシカの生息密度の増加による生態系への深刻な影響が懸念されていることから、関係機関（環境省、林野庁、静岡県、神奈川県）で情報を共有の上、連携して対策に取り組み、箱根地域のニホンジカの生息密度を適正にすることを目的に「箱根地域ニホンジカ対策ワーキングチーム」が設置され、令和3年度は6月と1月に実施し、情報交換、意見交換が行われた。

4 モニタリング調査結果

(1) 生息状況等調査

事業の効果検証や計画見直しに必要なシカの生息状況に関する基礎的なデータを得るため、区画法による生息密度調査、糞塊密度調査を実施した。

ア 区画法による生息密度調査

シカの生息状況と捕獲等の効果を把握するため、令和3年度は、36箇所では区画法による生息密度調査を実施した(表 I-4-1)。第4次計画において、県では生息密度の暫定目標として、自然植生回復エリアは区画法による生息密度が0~5頭/km²、生息環境管理エリアは区画法による生息密度が8頭/km²程度(自然林については5頭/km²以下)と設定している。

生息密度が最も高かったのは、大野山(44.7頭/km²)であった。次いで、玄倉北東(40.8頭/km²)、丹沢湖北東岸(36.1頭/km²)、水無川左岸(28.3頭/km²;ただし、調査同日に調査範囲の対岸で管理捕獲を実施しており、その個体が流入してきている可能性があった。)、谷太郎林道(27.3頭/km²)の順で高かった。生息密度が5頭/km²未満となったのは、明神山、箒沢、三廻部林道、子易、日向林道、牧野、宮城野であった。

大流域単位で見ると、生息密度が高い調査地が多かったのは丹沢湖大流域、丹沢中央大流域であった。丹沢湖大流域及び丹沢中央大流域どちらも、依然として高い密度状態で推移している。

継続的に管理捕獲(自然植生回復・生息環境整備の基盤づくり)を実施している場所では、生息密度の低下傾向が見られているが、目標密度に達していない、もしくは、目標密度が持続していない場所が多い(図 I-4-1, -2)。

表 I-4-1 区画法による生息密度調査結果

大流域 エリア	管理 ユニット	調査地名	地域指定	調査 面積 (km ²)	生息密度 (頭/km)																										
					H12-13	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03							
世附川	A	切通峠	生息	1.12	+	-	1.4	-	-	-	-	-	3.6	-	-	-	-	20.1	-	26.8	17.0	-	12.9	8.0	-	-	17.0				
	B	菟釣山	生息	1.56	-	-	2.6	-	-	-	-	-	2.6	-	-	-	-	6.4	-	6.7	-	-	3.8	5.1	-	-	3.8				
	C	大又沢	生息	1.33	-	-	1.5	-	-	-	-	-	4.5	-	-	-	-	3.0	-	6.7	-	-	9.4	9.8	-	-	12.0				
	D	浅瀬	生息	1.75	-	-	2.9	-	-	-	-	-	5.2	-	-	-	-	18.0	-	11.0	-	-	6	4.3	7.7	12.6	2.9	15.4			
	E	明畑山	生息	1.63	-	-	-	-	-	-	-	-	7.4	-	-	-	-	10.1	-	-	-	-	11.0	-	5.2	6.1	10.4	5.5			
	F	樂沢	生息	1.96	-	-	-	-	-	-	-	-	6.4	-	-	-	-	6.9	-	4.1	-	-	7.1	-	4.1	8.7	-	3.6			
中川川上流	A	白沢	自然	1.18	-	-	20.2	-	23.0	32.4	27.9	9.7	7.4	11.4	3.4	6.2	10.8	4.6	7.1	9.9	6.8	15.3	5.1	14.2	4.0	-	-				
	B	夷沢	自然	1.09	-	-	3.9	-	26.4	24.8	16.1	10.7	10.6	5.0	5.0	3.4	3.3	3.3	3.3	3.3	9.8	17.1	19.2	5.6	5.6	-	-				
	C	丹沢湖南西岸	被葎	2.09	-	-	14.6	-	28.7	24.6	14.8	13.4	5.0	12.4	11.0	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	3.8	10.8	10.8	2.9	4.3	7.7	-				
	A	丹沢湖北東岸	被葎	1.95	-	-	0.5	-	-	-	-	11.3	-	-	-	-	-	3.8	-	11.0	-	-	8.5	8.5	17.4	5.6	-				
	B	丹沢湖北東岸	生息	1.78	-	-	24.9	-	59.0	95.5	19.6	18.0	5.3	26.4	16.3	9.3	4.5	16.0	4.5	12.1	12.9	28.9	17.4	5.1	5.6	-	-				
	C	大野山	被葎	2.01	-	-	10.0	-	-	-	-	22.0	67.7	33.1	-	37.8	46.3	37.8	29.9	20.6	24.1	8.7	26.6	24.1	8.7	36.1	-				
丹沢湖	D	荒井	生息	1.5	-	-	2.8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1.0	-	9.0	-	63.7	60.7	54.7	51.3	80.0	24.7	44.7				
	A	大室山下	生息	1.44	-	-	4.1	-	4.5	2.8	-	-	0.5	-	-	-	1.5	-	0.7	-	0.5	-	0.0	0.7	-	-	5.6				
	B	仲ノ沢	自然	1.36	-	-	9.5	-	11.8	10.3	5.9	8.8	2.2	8.1	9.9	5.9	-	-	31.2	-	5.1	-	4.1	1.4	1.7	-	9.7				
	C	鶴割山下	生息	1.06	-	-	-	-	23.1	-	-	-	1.9	11.8	25.0	17.9	-	-	7.5	-	49.1	11.8	26.9	-	-	-	6.6	25.0			
	D	丹沢山	自然	2.04	-	-	53.5	-	34.3	49.5	33.6	60.9	31.1	32.8	16.9	27.6	41.1	29.9	-	4.6	-	11.0	18.9	-	-	-	16.2	21.8			
	E	雁木沢	自然	1.14	-	-	19.3	-	24.1	13.2	18.9	17.6	18.0	0.0	9.2	6.6	5.7	4.8	4.4	4.4	23.7	3.7	-	-	-	-	-	-			
丹沢南麓	A	玄倉北東	生息	1.41	-	-	14.9	-	-	-	-	32.0	0.0	3.1	6.6	5.7	4.8	4.8	4.8	4.4	23.7	3.7	-	-	-	-	-				
	B	玄倉北東	生息	1.77	-	-	38.5	-	48.3	34.5	14.9	19.3	8.8	30.5	19.9	28.8	13.1	10.2	10.2	10.2	10.7	19.1	11.3	-	-	21.3	40.8				
	C	三廻部林道	生息	1.29	-	-	14.7	-	14.7	-	24.0	19.4	13.2	11.2	10.5	14.0	2.7	14.0	10.5	10.5	7.4	3.5	9.3	4.7	5.4	8.1	-				
	D	栗山	生息	1.87	-	-	2.6	-	-	-	4.8	25.7	9.6	28.1	3.2	14.7	7.5	2.7	14.7	2.7	2.7	3.2	0.3	6.7	3.2	3.2	-				
	E	栗山	生息	1.56	-	-	4.6	-	1.5	-	-	-	3.3	-	4.5	4.6	0.8	4.6	4.6	4.6	3.2	1.5	6.8	-	-	0.6	14.4				
	F	早戸川林道	自然	2.41	-	-	6.6	-	-	-	0.8	5.1	3.3	-	4.1	0.8	-	0.8	0.8	0.8	2.8	1.5	1.5	-	-	6.3	-				
早戸川	A	堂平	自然	2.04	-	-	-	-	-	0.5	-	5.1	-	7.1	8.3	4.4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6.4				
	B	堂平	自然	1.2	-	-	23.1	-	20.8	14.2	14.2	16.5	4.2	5.8	16.5	21.9	5.0	5.8	5.8	2.5	7.5	7.9	4.2	-	-	7.5	12.5				
	C	札掛(NGO管理)	生息	16.9	-	-	13.1	-	13.3	15.4	8.1	7.6	6.9	8.5	4.3	6.6	5.3	4.6	3.2	5.5	8.5	3.2	3.7	3.7	3.7	4.3	6.4				
	D	水沢	生息	2.14	-	-	-	-	16.4	-	-	-	10.5	11.0	-	7.0	-	-	19.3	-	-	-	19.7	-	-	12.1	14.5				
	E	唐沢川上流	生息	1.47	-	-	-	-	19.0	-	-	-	6.8	8.9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	12.1	14.5				
	F	水無川左岸	生息	1.96	-	-	2.6	-	-	-	-	-	1.5	-	3.7	7.1	7.1	5.1	4.4	3.1	-	-	-	-	-	-	10.9				
大山・養野	A	宮塚	生息	2.16	-	-	-	-	-	-	-	-	1.4	-	17.6	-	19.1	-	19.1	-	7.4	4.1	11.0	12.0	15.8	28.3	-				
	B	宮塚	生息	1.59	-	-	+	-	-	-	-	-	-	-	4.8	-	3.2	-	4.8	-	0.9	0.0	-	-	-	2.3	-				
	C	名古木	被葎	2.24	-	-	-	-	-	-	-	0.4	-	-	12.9	-	12.9	-	12.9	-	25.2	-	-	-	-	3.1	-				
	D	日向林道	生息	1.57	-	-	23.3	-	15.6	-	-	14.0	-	22.3	-	17.2	-	17.2	-	17.2	-	17.0	-	-	-	3.1	-				
	A	七沢	被葎	1.61	-	-	14.6	-	-	-	-	26.5	-	21.1	-	13.7	-	10.2	-	10.2	-	2.0	0.7	2.0	-	9.2	3.3				
	B	各太郎林道	被葎	1.83	-	-	3.8	-	-	-	-	13.1	-	14.8	-	11.8	-	22.4	-	22.4	-	13.7	0.6	7.5	-	1.9	6.2				
清川	C	別所温泉	被葎	1.34	-	-	3.0	-	-	-	6.5	-	13.1	-	14.8	-	15.0	-	15.0	-	20.5	-	13.4	-	9.8	-	27.3				
	C.D	法蓮堂林道	被葎	2.01	-	-	40.0	-	18.9	-	13.1	-	13.7	-	9.5	-	22.0	-	22.0	-	13.8	-	9.0	21.6	-	5.2					
	E	堤山林道	生息	1.27	-	-	2.4	-	-	-	-	18.1	-	11.4	-	9.5	-	11.0	-	11.4	-	11.4	-	17.7	11.4	-	23.4				
	A	高取山	生息	1.17	-	-	7.7	-	-	-	35.9	-	17.1	-	7.1	-	14.5	-	11.0	-	11.0	-	6.3	8.7	12.6	20.9	8.5				
	B	南山	生息	2.02	-	-	3.0	-	-	-	-	10.1	-	0.8	-	6.9	-	7.9	-	7.9	-	4.5	2.5	2.5	-	6.4	-				
	C	宮ヶ瀬湖西	生息	1.19	-	-	2.5	-	-	-	5.9	-	8.8	-	2.9	-	7.9	-	7.9	-	5.5	2.1	8.8	8.4	-	7.6	-				
宮ヶ瀬湖	D	八丁	被葎	1.64	-	-	1.8	-	-	-	9.8	-	11.0	-	23.2	-	23.2	-	23.2	-	21.3	-	18.0	-	-	-	11.0				
	A	八丁	被葎	1.39	-	-	-	-	-	-	-	12.1	-	17.3	-	1.4	-	1.4	-	1.4	-	-	1.8	-	0.0	-	0.0				
	B	厚木市	被葎	2.13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3.7	-	10.7	-	10.7	-	10.7	-	8.8	-	4.7	4.7	-	15.3				
	C	厚木市	被葎	2.31	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4.0	-	10.7	-	10.7	-	10.7	-	8.8	-	4.7	4.7	-				
	D	厚木市	被葎	2.23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4.0	-	10.7	-	10.7	-	10.7	-	8.8	-	4.7	4.7	-				
	E	厚木市	被葎	2.31	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4.0	-	10.7	-	10.7	-	10.7	-	8.8	-	4.7	4.7	-				
国定・ 自然公園 エリア外	A	愛川町	定着防止区域	2.31	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5.7	-	2.6	-	2.6	-	-	-	9.3				
	B	愛川町	定着防止区域	2.27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5.7	-	2.6	-	2.6	-	-	-	9.3				
	C	内山	定着防止区域	1.95	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5.7	-	2.6	-	2.6	-	-	-	11.0				
	D	南足柄市	定着防止区域	2.27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5.7	-	2.6	-	2.6	-	-	-	11.0				
	E	箱根町	定着防止区域	1.95	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5.7	-	2.6	-	2.6	-	-	-	9.3				
	F	箱根町	定着防止区域	2.27	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5.7	-	2.6	-	2.6	-	-	-	9.3				
合計				90.47																											

※ 地域指定の自然：自然相回復エリア、生息：生息環境管理エリア、被葎：被葎防除対策エリア、定着：定着防止を要す。
 ※ 生息密度に幅があった場合は平均値を示した。+は生息密度0.1未満、-は調査未実施区画を示す。
 ※ 札掛の調査結果はNG0より提供を受けたもの。

</

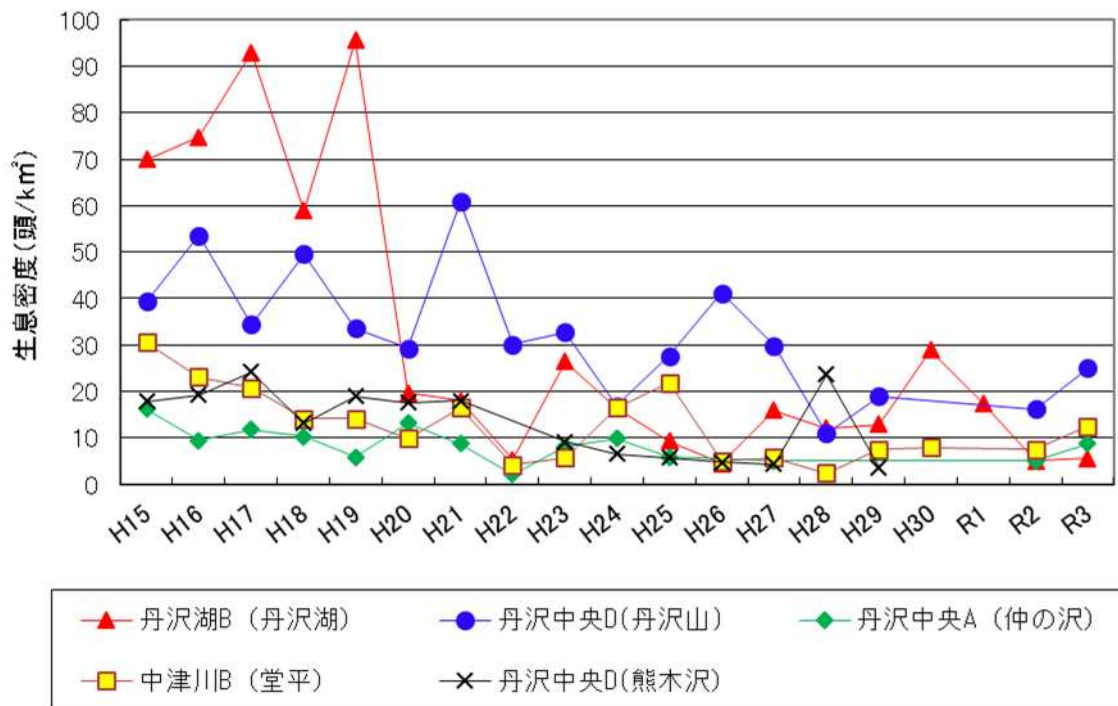


図 I-4-1 平成 15 年度から管理捕獲（自然植生回復・生息環境整備の基盤づくり）を行っている管理ユニットの生息密度

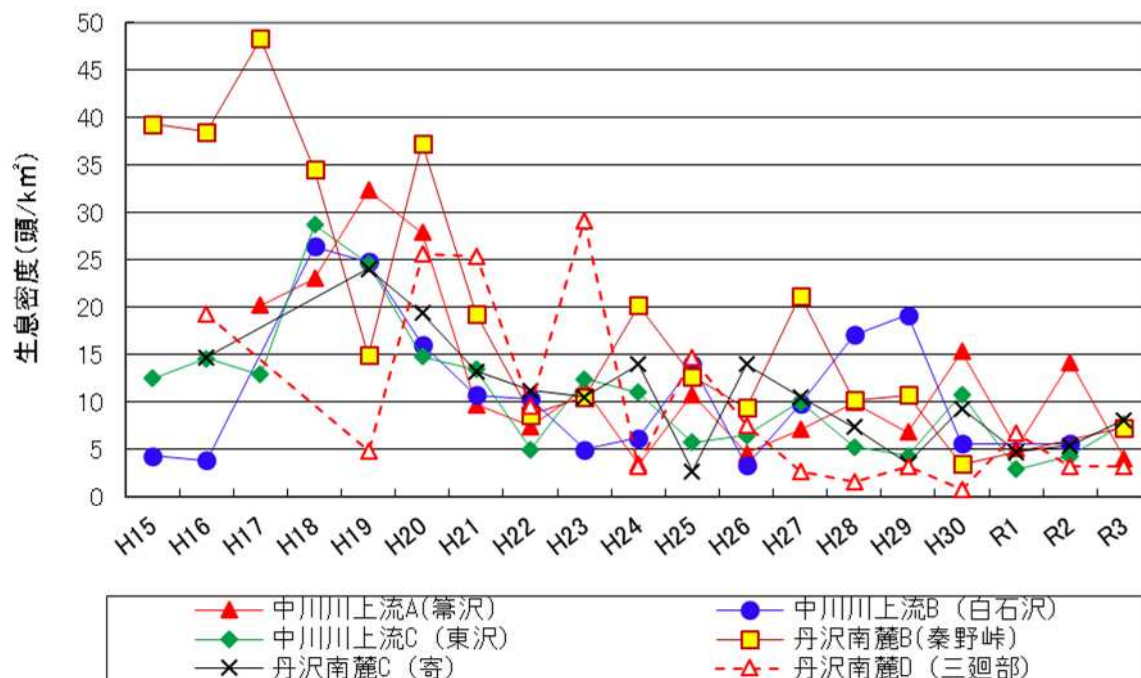


図 I-4-2 平成 19 年度から管理捕獲（自然植生回復・生息環境整備の基盤づくり）を行っている管理ユニットの生息密度 ※秦野峠を含む「丹沢南麓 B」は、平成 21 年度から管理捕獲を実施

イ 糞塊法による生息動向

シカの広域な分布状況を把握するため、保護管理区域及び定着防止区域において糞塊密度調査を実施した（図 I-4-3）。

令和3年度は、45 メッシュ中 43 メッシュで 10 粒以上の糞粒からなる糞塊が確認された。近年の傾向としては、保護管理区域の南・西側や定着防止区域（南側）の一部において糞塊密度が高い状態が続いている。

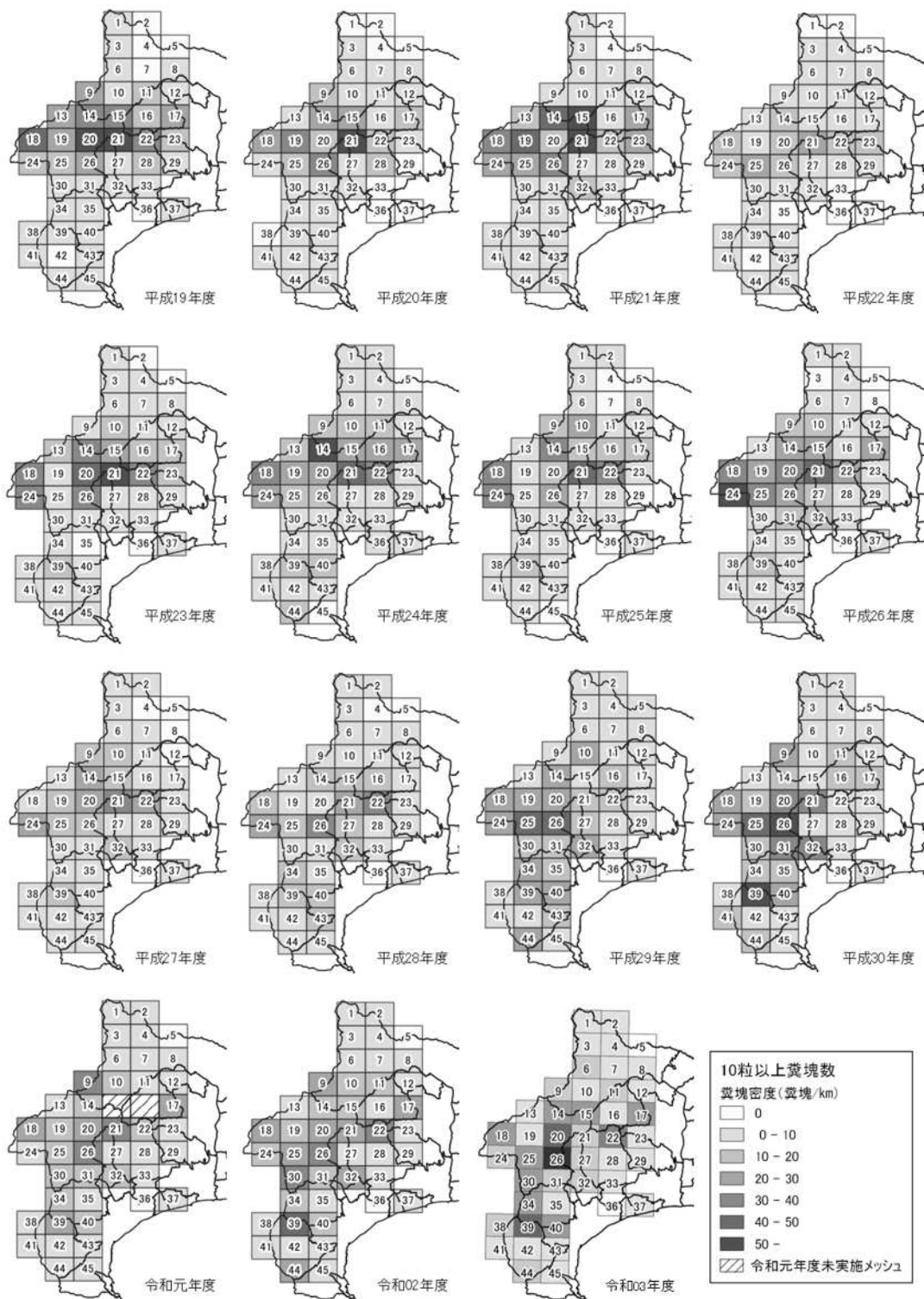


図 I-4-3 糞塊密度（糞塊数/km²）の推移（10粒以上の糞塊）

ウ 行動域調査

シカの行動や環境の利用などを明らかにするため、シカにGPS首輪を装着し、その行動追跡を行った。令和3年度は令和元年度にGPS首輪を装着した個体を対象に行動域調査を行った。

エ 巻狩り（組猟）による管理捕獲の捕獲効率・目撃効率

シカの個体群の動向と管理捕獲等の対策効果を推察するための指標の一つとして、平成19年度から巻狩り（組猟）による管理捕獲の捕獲効率を算出している。平成22年度からは、管理捕獲時に目撃した個体数を、重複を除いて集計した目撃効率も算出している（表I-4-2）。

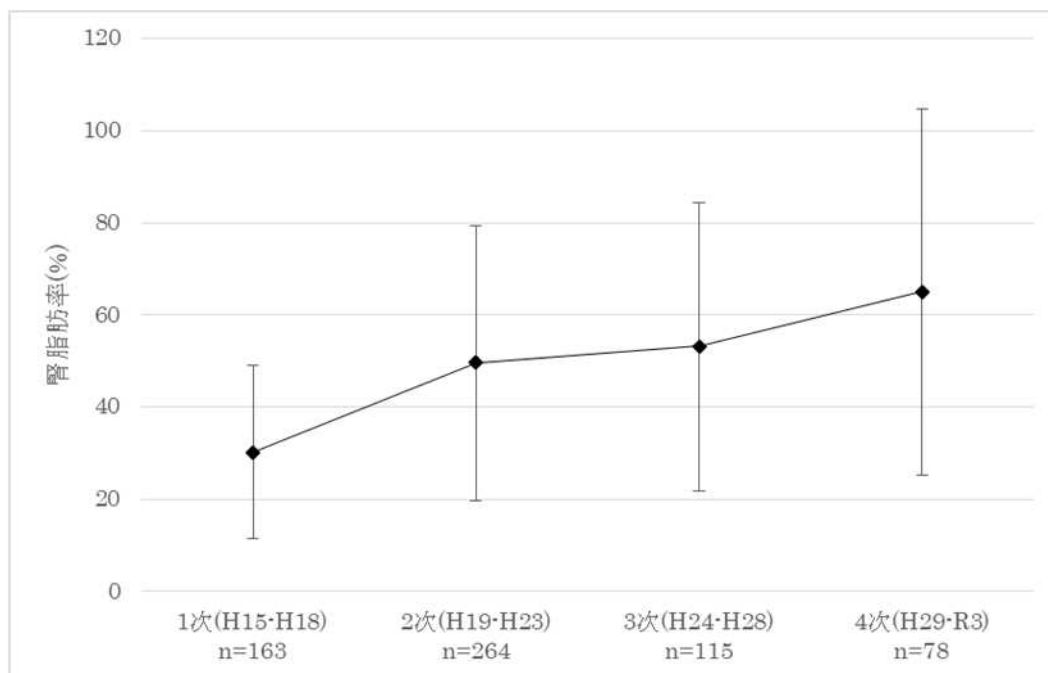
表I-4-2 巻狩り（組猟）による管理捕獲の捕獲効率・目撃効率の推移（単位：頭／人・日）

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
捕獲数	357	330	385	279	211	307	340	292	301	228	199	135	193	160	158
目撃頭数				727	670	735	989	1,042	994	1,007	733	701	736	933	894
参加人数	1,195	1,195	1,121	1,110	1,174	1,468	1,495	1,826	1,908	1,782	1,510	1,454	1,233	1,366	1,271
捕獲効率 (捕獲数/参加人数)	0.30	0.28	0.34	0.25	0.18	0.21	0.23	0.16	0.16	0.13	0.13	0.09	0.16	0.12	0.12
目撃効率 (目撃頭数/参加人数)				0.65	0.57	0.50	0.66	0.57	0.52	0.57	0.49	0.48	0.60	0.68	0.70
目撃捕獲率 (捕獲数/目撃頭数)				0.38	0.31	0.42	0.34	0.28	0.30	0.23	0.27	0.19	0.26	0.17	0.18

※目撃頭数には重複が含まれる場合もある。

オ 個体群の質

第1次計画期間（平成15年度～18年度）と比較すると、栄養状態（腎脂肪率）、妊娠状態（妊娠率）のいずれも改善の傾向が見られている（妊娠率は改善から横ばい）。これらの状況から、過密化による個体群の質の低下は改善されつつあると考えられる（図I-4-4、-5）。



図I-4-4 管理捕獲(植生回復・生息環境)の捕獲個体（メス）の腎脂肪率の推移

※各計画期間中の1～3月捕獲、3歳以上メスについて平均値を算出。4次はH29-R2までの集計値（計画期間はR3まで）。

※第2次計画以降継続的に管理捕獲を実施している管理ユニットでの捕獲個体について集計（1次計画期間は2次計画以降継続実施管理ユニットの一部で捕獲実施）。

※エラーバーは標準偏差を示す。

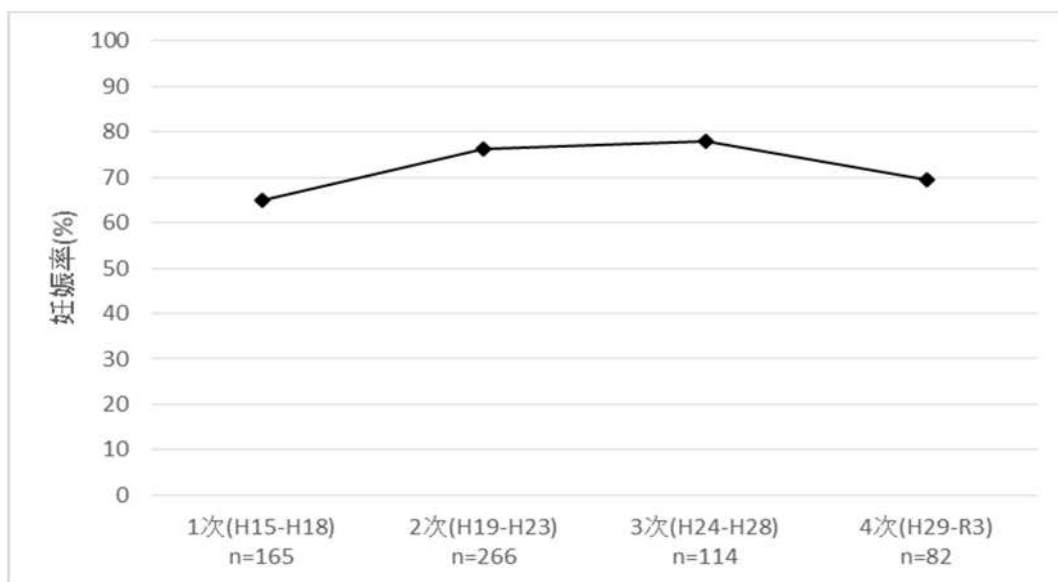


図 I-4-5 管理捕獲（植生回復・生息環境）の捕獲個体妊娠率の推移

※各計画期間中の1～3月捕獲、3歳以上個体について集計。4次はH29-R2までの集計値（計画期間はR3まで）。

※第2次計画以降継続的に管理捕獲を実施している管理ユニットでの捕獲個体（1次計画期間は2次計画以降継続実施管理ユニットの一部で捕獲実施）

（2）生息環境調査

第3次計画までのシカ植生定点調査、シカ森林一体的管理植生定点調査、水源林植生定点調査の調査地の重複や林相、柵の有無、継続の必要性などを考慮し、第4次計画からは、「シカ植生定点調査」（広葉樹林）は72地点、「水源林植生定点調査」（スギ、ヒノキ人工林主体）は23地点としてモニタリング地点の統合と整理を図り、他の地点では必要な際に調査することとした。

ア シカ植生定点調査

令和3年度は14地点で追跡調査を行った（表 I-4-3）。柵内外の比較では、「焼山」、「白ヶ岳」、「竜ヶ馬場2」を除くと、植被率は柵内で高かった。更新木（将来、樹冠を構成する高木性の樹種）の稚樹高はすべての地点で柵内の方が高かった。

柵の外側の植被率について、植被率50%以上の調査地が4箇所あったが、いずれの調査地も、不嗜好性種や採食耐性種の被度が高く、柵内とは異なる種組成だった。前回調査時点から、植被率、稚樹高共に、概ね柵内の数値が高い状態が続いている。柵外が高い調査地点は、柵の破損（焼山、白ヶ岳）や2016年度の柵内ササ一斉開花枯死（白ヶ岳）、低木

層の繁茂による草本層の生息範囲の縮小（竜ヶ馬場2）等の理由が考えられた。

表 I-4-3 令和3年度植生定点データの集計結果概要

NO	管理ユニット	調査地名	標高 (m)	林床植生型	柵内外	植被率 (%)	植被率変化量 (%)	稚樹高 (cm)	不嗜好性種被度 (%)	採食耐性種被度 (%)	ササ桿高 (cm)	備考
1	丹沢湖C	丹沢湖北	355	アズマネザサ	外	37.0		36.1	0.0	0.6	18.4	21調査地崩壊、新規設置
					内	8.1		5.9	0.0	7.5	22.0	21調査地崩壊、新規設置
2	神ノ川A	焼山	1090	小型草本	内	28.0	-36.5	32.9	1.3	9.2		16柵破損、21柵破損
					外	46.0	-1.0	20.3	3.6	23.0		
3	神ノ川E	白ヶ岳	1420	スズタケ	内	49.5	7.5	31.8	8.6	16.8	11.0	16スズタケ一斉開花枯死、21柵破損
					外	69.5	-2.5	14.3	22.3	57.7	1.9	16スズタケ一斉開花枯死
4	神ノ川E	犬越路	1120	スズタケ	内	5.8	4.4	14.4	0.0	0.0	27.4	16スズタケ一斉開花枯死、21柵破損
					外	0.7	-0.9	6.1	0.0	0.0	0.7	16スズタケ一斉開花枯死
5	丹沢中央C	雨山	1010	小型草本	内	82.3	40.8	91.9	9.4	23.0		16柵扉開放
					外	20.6	-22.4	6.3	0.0	16.2		
6	丹沢中央D	竜ヶ馬場2	1504	ミヤマクマザサ	内	96.5	-3.5	60.7	0.0	87.6	138.3	
					外	100.0	0.0	21.9	0.1	88.3	103.9	
7	早戸川B	荒沢	860	スズタケ	内	63.0	18.0	73.1	0.0	7.3	50.5	
					外	1.1	-5.8	6.2	7.3	0.0	-	当初からスズタケなし
8	早戸川C	三峰（津久井）	1330	スズタケ	内	85.0	8.0	111.7	0.0	19.5	53.1	16スズタケ一斉開花枯死、ミヤマクマザサと混生（桿高はスズタケ）
					外	22.7	-7.8	11.9	1.2	10.5	11.1	ミヤマクマザサと混生（桿高はスズタケ）
9	中津川B	木ノ又1	1383	小型草本	内	81.3	-9.2	146.1	15.9	2.8	46.3	ササのある稜少
					外	67.0	-4.0	8.2	1.8	53.4	1.5	ササのある稜少
10	中津川D	よもぎ平	965	高茎草本	内	99.3	0.3	85.4	8.6	4.5		
					外	81.5	2.0	5.6	30.6	28.4		
11	大山・秦野C	阿夫利林道	444	小型草本	内	13.3	-8.8	59.9	0.0	0.6		
					外	0.2	-1.3	5.6	0.0	0.0		
12	宮ヶ瀬湖B	仏果山	510	小型草本	内	31.3	-49.7	150.2	0.0	1.7		
					外	8.6	-4.8	9.4	0.6	0.1		
13	清川A	伊勢原市日向2	530		内	16.9	4.0	51.7	10.3	2.4		21柵破損
					外	1.9	0.4	14.6	0.0	0.0		
14	宮ヶ瀬湖A	津久井町鳥屋松茸山	389		内	40.8	-4.2	88.3	1.8	0.0		
					外	7	-3.6	70.1	0.0	0.1		

注 1) No.12,13,14 は、前回調査では水源林植生定点、シカと森林の一体的管理のモニタリングとして実施。

注 2) 「16・21柵破損」は平成28年度及び令和3年度調査時に、倒木などにより柵が破損していたもの、「16柵開放」は前回平成28年度調査時に、植生保護柵が何らかの理由により解放されていたもの。

注 3) No.1 は、調査地が崩落したため、新規に調査地を設置をした。表中値は新規調査地のもの。

注 4) 自然環境保全センター未発表資料を基に作成。

イ 水源林植生定点調査

第3次計画までは、針葉樹人工林と広葉樹林の計 50 地点で林床植生のモニタリング調査を約5年おきに実施してきた。第4次計画からは、調査地点を整理し、林相が針葉樹人工林であり、かつ目標林型が針広混交林の23地点を対象として、林床植生に加えて林分構造を調査することで、目標林型への誘導状況を把握することとした。

林床植生の植被率については4点6試験区で調査され、全試験区で低木層が認められた。草本層の平均植被率は柵外が24.0～59.0%、柵内が29.0～54.5%（2試験区）であった（表I-4-4）。

表 I-4-4 林床植被率

場所	契約地 No	試験区 No	植生保護 柵内外	低木層 (1.5m～)		草本層 (0～1.5m)	
				平均 植被率 (%)	標準 偏差	平均 植被率 (%)	標準 偏差
相模原市緑区佐野川	H16-分-09	1	柵外	15.0	30.1	59.0	15.8
相模原市緑区中鉢	H18-協-48	1	柵外	23.5	23.7	24.0	12.8
伊勢原市梅ノ木	H18-協-06	1	柵内	13.5	23.9	54.5	24.6
		2	柵外	1.0	3.0	35.1	23.3
伊勢原市奥前内寺	H17-協-05	1	柵内	53.0	35.7	29.0	15.0
		2	柵外	12.5	14.0	52.0	13.3

注1)各試験区には 2m×2m 枠を 10 個配置。

注2)自然環境保全センター研究連携課未発表資料を基に作成。

(3) 農林業被害状況調査

農林水産省が実施している「野生鳥獣による農作物被害調査」に基づき、市町村が農業協同組合等に聞き取りを行い、県に被害状況を報告している。シカによる農作物被害状況を区域毎に取りまとめた。近年、被害額は増減を繰り返しているが、長期的には横ばいの傾向にある(表 I-4-5、図 I-4-6)。また、自作用農作物の被害についても同様の傾向を示している(表 I-4-6)。

表 I-4-5 シカによる農業被害状況の推移

		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
保護管理区域	被害面積 (ha)	17.24	20.59	17.46	18.15	4.71	6.32	4.38	3.19
	被害量 (t)	85.81	98.95	66.92	106.62	1.00	201.44	112.20	88.55
	被害金額 (千円)	21,528	25,575	17,768	36,380	23,395	31,311	22,413	19,349
定着防止区域	被害面積 (ha)	1.12	1.10	2.00	1.84	0.30	0.26	0.47	0.80
	被害量 (t)	4.76	5.06	6.52	5.04	4.51	3.82	5.13	16.49
	被害金額 (千円)	1,064	762	1,448	974	567	1,038	1,221	5,091
合計	被害面積 (ha)	18.36	21.19	19.08	19.99	5.01	6.58	4.85	3.99
	被害量 (t)	90.57	104.01	72.99	111.66	5.51	205.27	117.33	105.04
	被害金額 (千円)	22,592	26,336	19,143	37,354	23,962	32,348	23,634	24,440

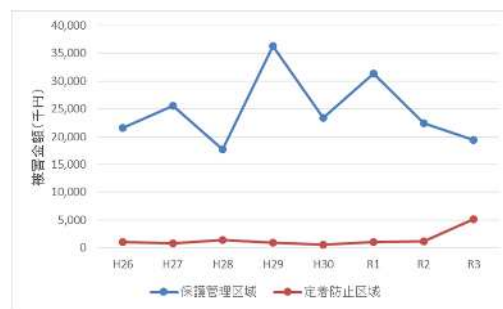


図 I-4-6 シカによる農業被害額の推移

※林業被害について:造林木の樹皮剥ぎや枝葉の採食は県内の各地で見られているが、被害時期の把握、被害額算定が難しく、令和3年度の被害報告は0件。なお、特に近年では、小田原市久野等の定着防止区域において幼齢造林地での樹皮剥ぎや枝葉の採食等が確認されている。

※相模原市での保護管理区域は、津久井地区(青根、青野原、青山、太井、鳥屋、中野、長竹、根小屋、又野、三井、三ヶ木)が該当する。

表 I-4-6 シカによる自家用農作物の被害面積の推移（単位：ha）

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
相模原市	0.03	0.06	0.11	0.06	0.01	-	-	0.00
厚木市	0.21	0.22	0.52	0.11	0.36	0.88	0.06	0.31
愛川町	0.13	0.01	0.03	-	-	-	0.02	0.00
清川村	0.03	-	0.01	0.10	0.01	0.05	0.00	0.08
秦野市	0.12	-	0.20	-	0.20	0.42	-	-
伊勢原市	0.28	0.20	0.66	0.06	0.35	0.27	0.01	0.00
南足柄市	0.12	-	0.20	-	-	0.05	-	-
松田町	-	-	-	-	-	-	-	0.96
山北町	0.28	0.20	0.66	0.06	-	0.01	0.00	0.15
合計	1.20	0.69	2.39	0.39	0.93	1.68	0.09	1.50

Ⅱ 参考資料

○狩猟免許所持者数の推移

	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
年 度	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
第一種銃猟（乙種）	6,953	6,389	6,474	6,523	5,636	5,830	5,839	5,213	5,060	5,200	4,737	4,654	4,588	4,151
第二種銃猟（丙種）	524	563	636	666	609	673	661	299	221	79	70	61	59	47
網・わな猟（甲種）	179	192	236	204	214	230	250	266	290	354	360	417	455	482
わな猟														
網猟														
合 計（人数）	7,078	6,534	6,643	6,672	5,790	5,971	5,981	5,339	5,191	5,335	4,852	4,774	4,727	4,269

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
年 度	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
第一種銃猟（乙種）	4,198	4,240	3,702	3,663	3,603	3,112	3,143	3,316	3,038	3,226	3,338	3,172	3,278	2,922
第二種銃猟（丙種）	41	37	34	35	38	36	38	40	43	38	34	30	30	27
網・わな猟（甲種）	524	552												
わな猟			572	760	870	914	1,087	1,217	1,374	1,561	1,817	1,984	2,199	2,163
網猟			225	194	234	171	177	177	181	210	231	227	239	202
合 計（人数）	4,351	4,399	3,881	3,976	4,019	3,547	3,694	3,885	3,697	3,935	4,187	4,116	4,321	4,371

	R3	（前年 増減）
年 度	2021	
第一種銃猟（乙種）	3,156	(+234)
第二種銃猟（丙種）	33	(+6)
網・わな猟（甲種）		(+0)
わな猟	2,564	(+401)
網猟	247	(+45)
合 計（人数）	4,450	(+79)

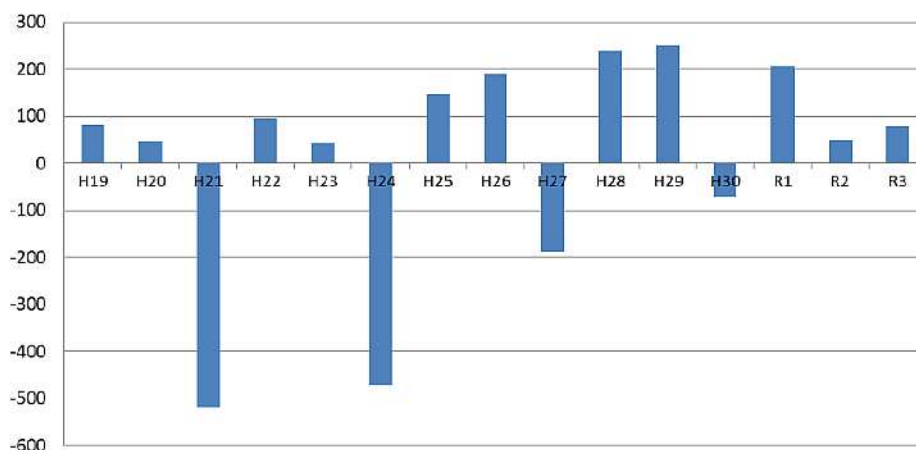
* 狩猟免許の大量更新が3年ごとに訪れるので、その年は前年と比較し、狩猟免許所持者数が減少する傾向にある（上記表ではH6から3年ごと）。

* 昭和53年（1978年）から3年ごとの有効期限制になったため大量更新年が発生。

* 1人で複数の免許を取得している場合もあるため、合計（人数）は、種別の合計と一致しない。

○狩猟免許所持者数の対前年増減の推移

人数(人)



○ニホンジカ捕獲数の推移

区分		年度	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002
			(H5)	(H6)	(H7)	(H8)	(H9)	(H10)	(H11)	(H12)	(H13)	(H14)
有害捕獲	オス		79	112	100	99	95	85	88	159	120	131
	メス		8	12	17	22	68	54	26	51	103	162
狩猟	オス		364	462	510	346	323	327	273	400	427	484
合計	オス		443	574	610	445	418	412	361	559	547	615
	メス		8	12	17	22	68	54	26	51	103	162
総 計			451	586	627	467	486	466	387	610	650	777

区分		年度	第1次保護管理計画				第2次保護管理計画				
			2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
			(H15)	(H16)	(H17)	(H18)	(H19)	(H20)	(H21)	(H22)	(H23)
管理捕獲 (植生回復)	オス		9	6	9	12	88	65	97	84	74
	メス		36	71	61	79	260	256	279	172	125
	不明						9	9	9	23	12
管理捕獲 (被害軽減)	オス		83	66	88	90	148	180	208	229	266
	メス		137	146	146	170	301	316	340	401	400
保護管理区域合計	オス		92	72	97	102	236	245	305	313	340
	メス		173	217	207	249	561	572	619	573	525
	不明		0	0	0	0	9	9	9	23	12
	計		265	289	304	351	806	826	933	909	877
有害捕獲 (監視区域)	オス		0	4	4	4	10	14	26	29	33
	メス		0	1	8	0	4	10	13	18	11
	不明								12		
	計		0	5	12	4	14	24	51	47	44
狩猟	オス		561	434	359	482	342	370	447	401	398
	メス		79	61	40	69	331	314	336	271	308
	計		640	495	399	551	673	684	783	672	706
総 計			905	789	715	906	1,493	1,534	1,767	1,628	1,627

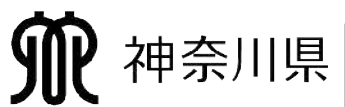
区分		年度	第3次(保護)管理計画					第4次管理計画				
			2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
			(H24)	(H25)	(H26)	(H27)	(H28)	(H29)	(H30)	(R1)	(R2)	(R3)
管理捕獲 (植生回復)	オス		166	208	231	249	190	167	137	203	197	209
	メス		215	309	293	352	297	285	214	248	235	289
	不明						34	32	24	16	33	26
管理捕獲 (被害軽減)	オス		371	380	326	355	616	623	609	581	616	685
	メス		463	508	472	476	776	725	665	820	825	920
有害捕獲 (保護管理区域)	オス							8	7	8	15	9
	メス							12	13	12	17	15
保護管理区域合計	オス		537	588	557	604	806	798	753	793	828	903
	メス		678	817	765	828	1,073	1,022	892	1,080	1,077	1,224
	不明		0	0	0	0	34	32	24	16	33	26
	計		1,215	1,405	1,322	1,432	1,913	1,852	1,669	1,889	1,938	2,153
管理捕獲 (定着防止) (H28まで分布拡大防止)	オス		54	52	67	63	95	155	181	251	374	372
	メス		16	22	43	48	67	92	168	168	274	302
	不明										1	1
有害捕獲 (定着防止区域)	オス									1	2	8
	メス										2	8
定着防止区域合計 (H28まで分布拡大防止区域)	オス		54	52	67	63	95	155	181	252	376	380
	メス		16	22	43	48	67	92	168	168	276	310
	不明		0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	計		70	74	110	111	162	247	349	420	653	691
狩猟	オス		427	286	376	365	362	346	291	324	284	399
	メス		371	284	335	389	414	335	336	422	392	443
	計		798	570	711	754	776	681	627	746	676	842
総 計			2,083	2,049	2,143	2,297	2,851	2,780	2,645	3,055	3,267	3,686

○管理ユニット位置とエリア区分



*一点破線は、市町村界

*市町村名とユニット名は一致しない () は旧ユニット名



環境農政局緑政部自然環境保全課
横浜市中区日本大通 1 丁目 231-8588 電話 045 (210) 1111 (代表)